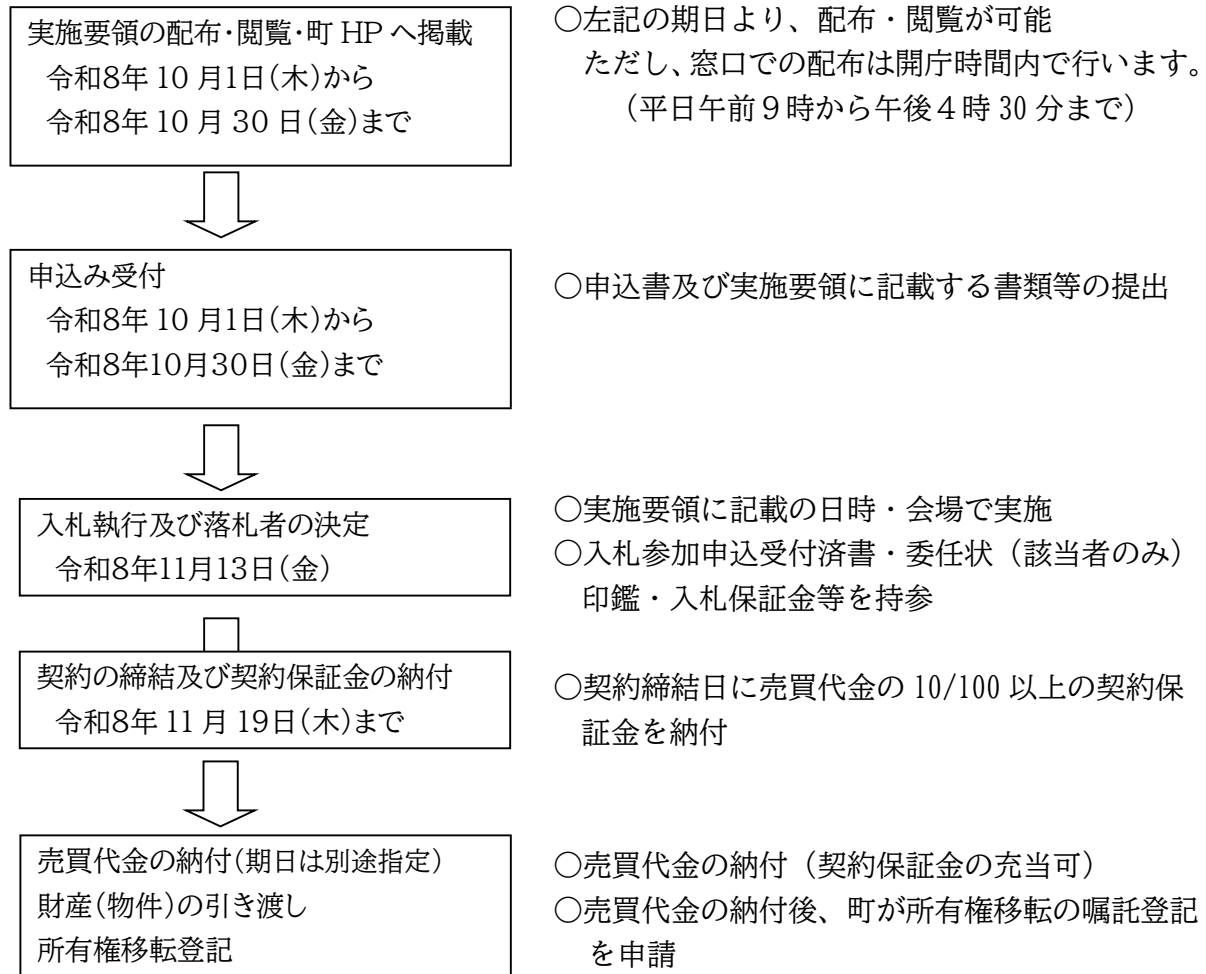


令和 8 年 度

町有地売払い一般競争入札実施要領

上 郡 町
財政管理課 管財係

●一般競争入札のスケジュール



●一部条件付き一般競争入札について

今回、一般競争入札により町有地の売払いを行います。この入札に参加を希望される方は、実施要領を熟読し、都市計画法及び建築基準法に基づく用途指定等について、関係機関で事前に調査・確認をしたうえで、参加申込みを行ってください。

現地説明会は予定していませんが、現地確認を希望される方には個別で対応いたしますので、希望される場合は財政管理課 管財係（TEL：0791-52-1118）まで連絡してください。

● 土地利用条件等について

- (1) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、及び条例等による法令上の諸規制等を遵守する必要がありますので、必ず入札参加者自身において、利用等に係る法令上の規制等について、関係機関にご確認ください。
- (2) 当該物件の利用にあたっては、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。
 - ① 「上郡町暴力団排除条例（平成 24 年上郡町条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団、兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員、又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第

2号)第2条各号に規定する暴力団、及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途」に供してはならないこと

(3) 上下水道施設、その他の供給施設等（電気、ガス等）の整備は、買受者がそれぞれの管理者と協議し、買受者負担で実施してください。

(4) 売払い物件の土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等は実施していません。

(5) 物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の物件の調査・確認を行ってください。引き渡し後、土地（地質、埋蔵物、数量の不足、その他隠れた瑕疵を含む）、又は残存物の瑕疵が判明した場合であっても、売買代金の減免、もしくは損害賠償の請求、又は契約の解除はできません。

(6) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。

物件一覧

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	最低売払価格
1	赤穂郡上郡町 駅前162番地	宅地	431.60 m ²	9,100,000円
2	赤穂郡上郡町 駅前240番地	宅地	374.90 m ²	8,170,000円
3	赤穂郡上郡町 駅前150番地	宅地	321.87 m ²	5,560,000円
4	赤穂郡上郡町 竹万2504番地	宅地	249.84 m ²	4,640,000円
5	赤穂郡上郡町 竹万2516番地	宅地	151.65m ²	3,740,000円
6	赤穂郡上郡町 井上106-8	雑種地	259m ²	3,880,000円
7	赤穂郡上郡町 大持392-3、394-4	雑種地	143m ²	2,300,000円
8	赤穂郡上郡町 大持385-11	雑種地	332m ²	4,640,000円
9	赤穂郡上郡町 竹万2390番地	雑種地	552 m ²	9,930,000円

※入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

● 入札参加申込みの方法等

(1) 申込用紙の配布・受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで

配布・参加申込み時間は、開庁日の午前9時から午後4時30分まで

参加申込みは、(4)の書類を受付場所まで持参、もしくは郵送してください。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

※ 書類に不備がある場合は受付できません。

※ 要領等は上郡町のホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 申込用紙の配布、参加申込みの受付、及びお問い合わせ先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町役場 財政管理課 管財係 TEL 0791-52-1118（直通）

(3) 申込資格

① 個人、及び法人いずれも申込み可能です。

② 本実施要領、及び土地売買契約書で定める条件を誠実に履行できる者

③ 宅地建物取引業法に規定する売買取引を予定している場合は、宅地建物取引業の登録を行っていること

④ 破産、民事再生、会社更生、その他これらに準ずる申立てを受けた者、又は申請した者でないこと

ただし、次に該当する場合は参加申込みができません。

【申込みのできない方】

① 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）及び被補助人で不動産取引に制限のある者、又は破産者で復権を得ない者

② 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

③ 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人、入札代理人として使用する者についても、同様とします。

ア) 上郡町との契約の履行に当たり、故意に工事、もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 競争入札、又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

ウ) 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

⑤ 上郡町暴力団排除条例（平成24年上郡町条例第15号）第2条に規定する暴力団、兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団、及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑥ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑦ 地方自治法第 238 条の 3 に定められた公有財産に関する事務に従事する者
- ⑧ 町税等の滞納がある者

(4) 提出書類【※証明書類は申込日の 3 ヶ月以内に発行されたもの】

- ① 一般競争入札参加申込書兼受付書（本要領 8 ページ）
- ② 誓約書（本要領 9 ページ）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 住民票（個人の場合）
- ⑤ 身分証明書（個人の場合）※本人が本籍地に申請して取得してください。
- ⑥ 商業登記簿謄本、又は現在事項全部証明書（法人の場合）
- ⑦ 資格証明書（代表者事項証明書・法人の場合※現在事項全部証明書を提出の場合は不要）
- ⑧ 会社の定款（写しの場合は原本証明をしたもの・法人の場合）
- ⑨ 会社の概要（パンフレット等・法人の場合）
- ⑩ 決算報告書等（写）（直近 3 ヶ年分・法人の場合）
- ⑪ 宅地建物取引業許可証（写）（売買取引を予定している場合）
- ⑫ 納税証明書

※ 申込みがないと、入札に参加できません。

※ 落札後の売買契約、及び所有権移転登記は、①の申込者の名義となります。共有を希望する場合は、共有者全員の連名で申込んでください。（添付書類は共有者全員分が必要です。）

※ 共有名義で参加される場合には、代表者（共有者を代表して、この入札に関する事務を行う者）を選任し、①の申込書の申込者の欄に記入してください。

※ 郵送の場合で期限内に必着が無いもの、提出書類が不十分であったもの、又は入札日までに資格を失ったものは入札に参加できません。

※ 複数の物件に参加される場合は、物件ごとに①の申込書を提出してください。（添付書類（誓約書、印鑑登録証明書、住民票、身分証明書）は原本 1 部で結構です。）

※ 入札参加の取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。なお、辞退届（様式は任意で、印鑑登録の印鑑を押印したもの）を提出してください。

※ 町は、契約の相手方が暴力団員等であるか否かについて、兵庫県相生警察署に意見を聴くことがあります。また、意見の聴取により得た情報を、当該契約以外の町が締結する契約について、暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、他の契約担当者等に提供することがあります。

● 入 札

(1) 日時 令和 8 年 11 月 13 日（金） 午前 10 時開始

(2) 場所 上郡町役場 第 2 庁舎 2 階 小会議室

・当日の受付は入札開始時刻の 30 分前から行います。

・入札開始時刻になり次第、会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入札に参加することができません

ので、ご注意ください。

・物件番号の順に入札(開札)を執行します。

・会場の都合上、入室できる方は2名までとさせていただきます。

(3) 入札の当日に持参していただくもの

※複数の物件に参加される場合は、物件ごとに準備してください。

- ① 一般競争入札参加申込書兼受付書(受付印を押した写し)
- ② 入札保証金(詳しくは、入札保証金の納付方法を参照)
- ③ 入札保証金充当申出書(本要領 11 ページ)
- ④ 委任状(代理人が参加される場合のみ必要、本要領 10 ページ)
- ⑤ 印鑑登録印(代理人により入札しようとする場合は、委任状に押印されている代理人の印)
- ⑥ 筆記用具
- ⑦ 本実施要領

(4) 入札保証金の納付方法

- ① 入札に参加される方は、入札当日の受付時に入札保証金を納付してください。
- ② 入札保証金は、入札額の100分の5以上の額を納付してください。
- ③ 入札保証金は、**保証小切手で納付**してください。
- ④ 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。なお、入札保証金には利息を付しません。
- ⑤ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、落札者が入札参加の資格がない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む)は、入札保証金は違約金としていただき、返金はいたしません。

保証小切手の見本

小 切 手	
支払地 ○○町	××1111 0000-000
¥○○、○○○、○○○※	
上記の金をこの小切手と引替えに 持参人 にお支払いください。	
振出地 ○○町	銀 行 渡 り
振出日 令和 年 月 日	
振出人 ■■■市△△△町	
○○銀行 ◇◇支店長 印	

※ 振出人、支払人、振出日について

手形交換所に加盟している金融機関が振り出す小切手で、振出人と支払人が同一金融機関のものに限ります。また、振出日から7日以内で作成に係る手数料等については負担してください。

※ 受取人については、持参人払いとしてください。

(5) 入札書の作成方法

- ① 入札書は所定の様式(本要領 11 ページ)により、入札者の所在地、氏名を記入のうえ、印鑑登録印を押印してください。(代理人が入札する場合は、その者の所在地、氏名を並記し、委任状に押印された代理人の印を必ず押印してください。)
- ② 共有名義で参加される場合、入札書に記入する入札者は代表者、又は共有者全員としてください。なお、代表者以外の共有者が入札を行う場合は、代表者からの委任状が必要になります。
- ③ 入札書へ記入する金額は、日本国通貨(円)でアラビア数字を使用し、最初の数字の前に¥マークを付けてください。
- ④ 一度提出した入札書は、いかなる理由があってもこれを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札
- ③ 所定の入札書によらない入札
- ④ 入札保証金を納付していない入札、又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑤ 入札者、又はその代理人の記名押印の無い入札
- ⑥ 入札者、又はその代理人が同一物件について、2枚以上した入札
- ⑦ 入札者、もしくはその代理人が、他の代理人となり入札をした入札
- ⑧ 入札金額、入札者の氏名、その主要部分が識別しがたい入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 入札金額が、最低売払価格に達していない入札
- ⑪ その他入札に関し、不正な行為をした者が行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害、その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがあります。

● 開 札

入札締め切り後、直ちに入札者の前で開札します。

開札の結果、入札金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

● 落札者の決定

町が定める最低売払価格以上で、かつ有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。

落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじ順は参加申込みの受付順で行い、該当者はそれを辞退できません。

● 売買契約の締結

(1) 買受者の決定後、落札者は原則として令和8年11月19日(木)までに、土地売買契約書(案)(本要

領14～16ページ)により契約を締結することとします。なお、融資に係る金融機関との調整等、特別の事情がある場合は相談に応じます。

- (2) 土地売買契約書、及び登記名義人は、落札者の名義となります。共同入札による場合は、共同者全員の名義となり、共同者名の変更はできません。
- (3) 契約を締結するときには、実印・印鑑証明書（申込日の3ヶ月以内に発行されたもの）、現在事項全部証明書（法人の場合）が必要です。
- (4) 契約、及び所有権移転に要する費用（収入印紙、登録免許税等）は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、所有権移転登記の前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

● 契約保証金・売買代金の支払い方法

- (1) 契約保証金は、契約締結日に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、契約保証金を売買代金に充当することができます。
- (2) 売買代金は、町が発行する納入通知書により指定された日までに納付していただきます。
- (3) 期日までに売買代金の納付がなかった場合、又は買受者の都合により契約を解除した場合は納付済みの契約保証金は返還しません。

● 所有権の移転、物件の引き渡し等

- (1) 物件の引き渡しは売買代金が全額納付されたときに所有権が移転し、町において登記手続きを行います。
- (2) 所有権の移転登記手続き完了後、現状で物件を引き渡します。
- (3) 売買代金完納後、義務者として課せられる公租公課等は買受者の負担となります。

● その他の注意事項

- (1) 本物件は現状有姿での引き渡しとなります。入札者は必ず事前に物件の状況を確認した上で、入札に参加してください。なお、引き渡し後、土地の瑕疵（地質、埋蔵物、数量の不足、その他隠れた瑕疵を含む）、及び残置物の不具合が判明した場合であっても、売買代金の減免、もしくは損害賠償の請求、又は契約の解除はできません。
- (2) 買受者の決定後、売払い物件の隣接地との境界は、町から提供する測量図等により現地確認を行ってください。町で測量することはありません。
- (3) 土地利用等に関する調整等（売払い物件の隣接土地所有者、地域住民、及び関係機関等）は、すべて落札者で行ってください。
- (4) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設等については、全て落札者において対応してください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (5) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

受 付 印

一般競争入札参加申込書兼受付書

上 郡 町 長 様

令和 年 月 日

「町有地売払い一般競争入札実施要領」の内容を了承したうえ、下記物件の買い受けへの参加を申込みます。

申込者

〒 ー

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

㊞

電 話 番 号

（ ）

ー

【共有の場合】

〒 ー

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

㊞

（印鑑登録印）

〒 ー

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

㊞

（印鑑登録印）

記

1. 物件の表示

物件番号	所 在 地	用途及び利用計画
	赤穂郡上郡町	

※ 参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を要領2ページの物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。（例：「住宅」、「店舗」、「売買」、「分譲用地」等）

※ 申込み受付が完了した方には、受付印を押した本書のコピーをお渡します。

※ 共有の場合は、持分を明記してください。（欄が不足する場合は、コピーして記入してください。）

誓 約 書

私は町有地売払い一般競争入札の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、本件実施要領に定められた参加資格を有し、かつ実施要領の申込み方法等（３）【申込みのできない方】に該当しません。また、参加申込資格の内容を上郡町が兵庫県相生警察署に照会することについて、異議ありません。
- 2 申込みに際し、本件実施要領、物件調書、土地売買契約書（案）、各種法令上の規制等すべて承知のうえで参加します。

令和 年 月 日

上 郡 町 長

申込者

〒

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

⑩

電 話 番 号

（ ）

—

【共有の場合】

〒

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

⑩

（印鑑登録印）

〒

住 所（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

⑩

（印鑑登録印）

※共有の欄が不足する場合は、コピーして記入してください。

委任状

令和 年 月 日

私は、町有地売払い一般競争入札に参加するにあたり下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
町有地売払いの一般競争入札に関する一切の権限

- 2 代理人

住 所（所在地）

氏 名

申込者

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）

（印鑑登録印）

※委任状は、入札当日に必要です。

※代理人は、入札において必ず委任状に押印した印鑑を使用しなければなりません。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とし、訂正しないこと。
- ・最初の数字の前に¥を入れること。

金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱

物件番号	所 在 地
	赤穂郡上郡町

上記のとおり、町有財産売払い一般競争入札実施要領等を承知の上入札します。

令和 年 月 日

入札者（申込者）

住 所（所在地）_____

氏 名（法人名及び代表者）_____ ⑩

（印鑑登録印）

代理人

住 所（所在地）_____

氏 名 _____ ⑩

（委任状の印）

上郡町長 様

※代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。

入札保証金充当申出書

物 件 番 号	
所 在 地	赤穂郡上郡町
入 札 金 額	円
納付済み入札保証金	円

落札した上記物件について、納付した入札保証金を契約保証金に充当願います。
なお、差額契約保証金については、契約締結時に納付します。

上郡町長 様

令和 年 月 日

入 札 者
住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者）㊞
(印鑑登録印)

【共有入札の場合】

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）㊞
(印鑑登録印)

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）㊞
(印鑑登録印)

契約保証金充当申出書

物 件 番 号	
所 在 地	赤穂郡上郡町
入 札 金 額	円
納付済み契約保証金	円

上記物件について、納付した契約保証金を全額売買代金に充当願います。

上郡町長 様

令和 年 月 日

入 札 者

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者）

㊞

（印鑑登録印）

【共有入札の場合】

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）

㊞

（印鑑登録印）

住 所（所在地）

氏 名（法人名及び代表者名）

㊞

（印鑑登録印）

土地売買契約書(案)

売渡人 上郡町（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）
とは、町有地売払い一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり土地売買契約を締結する。

※連名の場合の追加記載例（なお、乙の各々は本件にかかる債務を連帯して負い、かつ記載順位第一位の者が、甲への債務の一切を代表する。）

（売買物件）

第1条 甲は、次の掲げる物件（以下、「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

物件の所在	地番	地目	登記簿面積
赤穂郡上郡町●●●字●●●			●●●. ●●m ²

（売買代金及び納入方法）

第2条 売買代金は、金●●●, ●●●, ●●●円とする。

2 乙は、令和8年 月 日までに、前項に規定する売買代金を甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金●●●, ●●●円を契約締結時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

3 甲は、乙が前条2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。乙の責に帰すべき事由により契約が無効、又は履行不能となった場合においても、同様とする。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

（遅延損害金）

第4条 乙が第2条に規定する売買代金の納入を同条に規定する期日までに行わず延滞した場合、乙は、甲に納入期日の翌日から納付した日までの日数に応じて当該代金に対して年5%を乗じて得た金額（100円未満の場合を除く。）を延滞金として支払わなければならない。この場合における計算方法は、1年を365日として日割計算とする。

（所有権の移転及び売買物件の引き渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条の代金及び前条の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は乙に対し、引き渡し時において売買本物件及び残存物を現状有姿にて引き渡し、乙はこれを了承の上で買い受けるものとする。

3 甲は前項の売買物件及び残存物についての不具合があったとしても、その修復義務を負わず、乙はこれを了承の上で買い受け、売買代金の変更、その他何等の請求もしないものとする。

（所有権の移転登記等）

第6条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有

権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 第1項の所有権の移転登記に要する費用は乙の負担とする。

(危険負担等)

第7条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰さない事由により売買物件及び残存物にき損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

(担保責任)

第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免、もしくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、建築物の建築等の土地利用にあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種関係法令等を遵守しなければならない。

(用途制限)

第10条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 上郡町暴力団排除条例（平成24年上郡町条例第15号）第2条に規定する暴力団、兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団、及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途。

2 乙は、売買物件、又は本契約締結以後に売買物件に設置した建築物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建築物等の物件を第三者に貸付等により使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定め反する使用させてはならない。

(公害等の防止)

第11条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第12条 乙は、上下水道、電気、ガス、及び電話等の供給を受ける際は、個々の供給者、及び管理者等と協議の上、自らの負担により工事等を行わなければならない。

(地元協議等)

第13条 乙は、建築物の建築等の土地利用にあたって、関係機関及び近隣住民等地元関係者と協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

(1) 要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

(2) 前号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

(返還金等)

第 15 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(違約金)

第 16 条 甲が契約を解除したときは違約金として、乙は甲の請求により金●●●●●●円(売買代金の 10%相当額)を支払わなければならない。

(乙の原状回復義務)

第 17 条 乙は、第 14 条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。この場合、乙は土地に投じた有益費、必要費、又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第 20 条 売買物件の引き渡しがあった日以後、売買物件に関する公租公課は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地
上郡町長 印

(乙) 住 所
氏 名 印